



平成 24 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 国際航業ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 呉 文 繡  
(コード番号 9234 東証第一部)  
問合せ先 取締役企画本部長 渡邊 和伸  
(TEL. 03-6361-2442 代表)

**臨時株主総会の開催および臨時株主総会招集のための基準日設定  
ならびに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 1 月 11 日開催の取締役会において、日本アジアグループ株式会社（以下「日本アジアG」といいます。）を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日、日本アジアGとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

これに伴い、本株式交換契約および当社定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）をご承認いただくための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議するとともに、本臨時株主総会招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換の詳細につきましては、平成 24 年 1 月 11 日付で公表いたしました「日本アジアグループ株式会社による国際航業ホールディングス株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所および目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 平成 24 年 2 月 28 日(火) 午前 10 時 00 分

場所 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号 別館 2 階

ホテルオークラ東京 オーチャードルーム

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第 1 号議案 当社と日本アジアグループ株式会社との株式交換契約承認の件

第 2 号議案 定款の一部変更の件

2. 本臨時株主総会招集のための基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる者を確定するため、平成 24 年 1 月 26 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる者とすることを決議し、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成24年 1月26日(木)
- (2) 公告予定日 平成24年 1月12日(木)
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページのIR情報サイト内にある「電子公告」欄に掲載いたします。

<http://www.kk-grp.jp/ir/>

### 3. 定款の一部変更について

#### (1) 定款変更の目的

平成24年4月1日に実施される本株式交換により、当社の株主は日本アジアG1社のみとなる見込みです。

この結果、あらかじめ定時株主総会の基準日を定めておく規定はその必要性を失うことになり、これに伴い、現行定款第12条第1項を全文削除し、第12条第2項につき必要な字句修正を行うものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における上記第1号議案が承認可決されることならびに平成24年3月30日まで(同日を含む。)に本株式交換契約が効力を失っていないことおよび本株式交換が中止されていないことを条件として、平成24年3月30日付でその効力が生じるものとします。

#### (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第12条 (基準日)</p> <p><u>当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とし、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる者とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>第12条 (基準日)</p> <p><u>当社は、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p>

#### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年2月28日(火)

定款変更の効力発生日 平成24年3月30日(金)

以上